

福島の復興・再生に必要な長期の財源確保を求める意見書

東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から3年3カ月以上が経過した。当県を取り巻く現状は、原子力災害が収束していないことに加え、県内外へ約13万人の県民が避難生活を余儀なくされていることなど、いまだに厳しい状況の中にある。

特に、原子力発電所事故については、度重なるトラブルを始めとして、汚染水の漏えい問題など、これから40年ともいわれる長期的な廃炉作業への取組に不安を残し、復興への歩みを損なう状況が続いている。

発災から4年目を迎え、被災地域では、早期帰還に向けた環境整備や新しい生活を選ぶ住民への支援など復興が進んでいく一方で、新たな課題やいまだ解決に至っていない課題も存在している。そのため、原子力災害からの復興・再生には特に長時間をする点を改めて認識し、あらゆる施策を着実に講じていかなければならない。

よって、国においては、当県の復興を迅速かつ着実に進めるため、平成27年度までとされている集中復興期間を復興が成し遂げられるまで延長し、長期にわたって十分な財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
復興大臣

福島県議会議長 平出孝朗